

平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆
(コード番号 9076 東証・名証 第1部)
問合せ先 取締役経理部・財務 IR 部担当
丸田 秀実
(TEL 0584-82-5023)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 20 年 5 月 21 日及び 6 月 2 日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、同年 6 月 26 日開催の当社第 87 期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。旧プランの有効期間は、上記定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、旧プランは、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の当社第 90 期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

当社は、この旧プランの有効期間満了に先立ち、平成 23 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本更新につき社外取締役を含む全取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、社外監査役を含む監査役全員が本更新に異議がない旨の意見を述べております。

旧プランの更新に際しての改定の主な内容は、(i)買付者等（下記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）が買付等（下記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）を行うに際して採るべき手続の整理を行ったこと、(ii)当社より買付者等に対して提供を求める情報の項目について整理を行ったこと、(iii)本プランを発動して本新株予約権（下記三 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）の無償割当てを実施するための要件について整理を行ったこと、(iv)本新株予約権の無償割当ての概要の整理（行使条件を含みます。）を行ったことなどです。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

株式持合構造の解消、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、企業買収の対象となる会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収、すなわち敵対的買収が増加することが予想されます。

もとより、当社は、このような企業買収であっても当社の企業価値や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの等、不適切なものも少なくありません。

特に、当社は、多数の子会社及び関連会社を抱え、輸送事業を中心に広く事業展開を行っているため、株主の皆様が、企業価値の維持・向上に向けての当社の一連の取組みを踏まえた上で、当社の企業価値を正確に把握し、買収提案の妥当性を適切に判断することは必ずしも容易ではありません。また、当社の営む物流事業は労働集約産業であり、質の高い輸送サービスを提供する従業員を育成し、経営陣と従業員との間に信頼関係を築くことが必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。さらに、当社の営む事業には法令等に基づく許認可を必要とする事業も多数含まれるところ、当社の支配権を取得する者の属性などによっては、この許認可が維持できないおそれもあります。その他、当社が築き上げてきた全国の顧客、物流網やそれを支えるドライバー、取引先その他の利害関係者との間の関係などの有形・無形の経営資源を損ないかねない買収等がなされる可能性もあります。

当社としては、上記の買収類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買収を防止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、「社会の大動脈」となり、「輸送立国」の使命を果たすという高い目標掲げて会社を興した創業の精神に立ち返りながら、さらに発展し、進化を遂げていくことを目指し、お客様第一主義のもと、全国エリアでの均質化された高品質な輸送サービスを安定的かつ継続して提供することができるよう努めてまいりました。

現在当社グループは、純粹持株会社である当社、及び多数の子会社・関連会社（海外子会社・関連会社を含む。）で構成されておりますが、この当社グループの企業価値は、以下のような事由によって支えられています。

お客様第一主義に基づくサービスの提供による顧客からの信頼の獲得

当社は、輸送事業におけるお客様第一主義とは、全国エリアでの輸送技術の標準化であり、サービスの均質化であるとの認識のもと、標準作業動線の浸透と情報精度の向上に努めております。当社は、このようなお客様第一主義に基づき実施してきた諸施策により、当社グループに対する顧客からの信頼が得られているものと考えておりますが、今後も果敢に諸施策を展開し、輸送グループにおいては輸送立国の実現に向けて、その他の事業グループではお客様に喜んでいただける感動を機軸として、事業を推進してまいります。

中長期的な従業員との信頼関係

当社グループは、当社の営む物流事業が労働集約型産業であることに鑑み、労使協調路線と長期雇用制度を一貫して堅持してまいりました。当社グループでは、労使協調体制、礼節中心主義、そして、どんな試練にも耐えうる精神を意味する福寿草精神を基本理念に掲げ、従業員と力を合わせて発展と幸福を実現するよう努めております。このような信頼関係に基づく、中長期的な観点からの充実した社員教育により、全国エリアでの高品質な輸送サービスを安定的かつ継続して提供することが可能となっております。

国内・海外を結ぶ輸送網、顧客網、情報網の結合・整備

当社グループの営む事業は、我が国の産業及び国民の生活基盤を支える「物流」という社会的インフラストラクチャーを構成しているため、高い公益性を有するところ、当社グループは、全国規模の輸送網、顧客網、情報網を有機的に結合させ、その整備に努めることにより、取引先をはじめとする社会からの信頼を勝ち得てまいりました。

(2) 企業価値向上のための取り組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主の皆様の利益のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ様々な取り組みを行ってまいりました。

まず、当社は、平成 20 年度から平成 22 年度までを対象とした中期経営計画「CS 向上 3 カ年計画」において、ロジスティクス事業の拡大、幹線輸送のダイヤグラム化、ネットワークの強化及びオペレーション精度の向上などを積極的に図りながら、お客様に喜んでいただくサービスの提供を基本とし、CS 向上のために「量から質へ」の転換を図り、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。

今般、当社は、平成 23 年度を初年度とする新 3 カ年中期経営計画「変化への挑戦」を策定し、人口の減少・高齢化が進み、経済の空洞化やデフレの長期化が懸念されるなど

厳しい環境下においても、お客様にプラスαの豊かさを提供することを基本とし、グループ各社の機能及び顧客を融合させて「全てのお客様のニーズをつなぐ」物流を創造する新たな仕組みづくりを進めるなど、確固たる事業基盤の確立に向け邁進していくことと致しました。新 3 カ年中期経営計画の具体的な取組項目として、当社は、主力事業である商業小口路線混載事業の一層の充実を図るとともに、ロジスティクス事業・航空代行・EC 事業の拡大、競争力のあるコスト構造の構築、宅配便から CCS（コミュニティーコンシェルジュサービス）へ進化させた to C ネットワークの確立、自動車販売事業における使用ビジネス（自動車リース事業）の収益拡大等の諸施策を実行することとしております。

また、当社は、平成 17 年には会社分割を利用した持株会社体制への移行を行い、順次各グループ会社の間接部門を集中し、各事業部を横断的に整理・統合するとともに、各グループ会社間の営業地域・業務分掌等を整理することで、効率的かつ機動的な事業運営が実現され、企業価値の維持・向上につなげております。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社の取締役会は、全取締役 10 名のうち、社外取締役 2 名を選任し、また、取締役の任期を 1 年として、意思決定の迅速化や経営監督機能の強化を図る等、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿ったものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式に対する大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本日開催

の取締役会において、旧プランの内容を改定した上、更新することを決定しました。

なお、平成 23 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。また、本日現在、当社に対し、当社の賛同を得ない当社株式の大量取得に関する提案はなされておられません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の 20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された本新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 若しくは に該当する当社株券等の買付その他の取得又は

これらに類似する行為（これらの提案¹を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会又は当社株主総会において新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとし、

当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

¹ 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については、別紙 1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙 2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に提供して頂きます。

記

買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。）その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）

11

買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）

買付等の対価の価額及びその算定根拠

買付者等による当社株券等の過去の取得に関する情報

買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行うことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について に準じた情報を含みます。

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと認めた場合、買付者等からの情報等の受領から原則として 90 日間が経過するまで（取締役会検討期間とあわせて 90 日間を超えないものとします。）に、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案（もしあれば）の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手續を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要があるなどの特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、買付等について発動事由のうち発動事由 2（以下「発動事由 2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施

の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じるなどの理由により発動事由が存しなくなった場合

本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等が必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

上記により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を得た場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等

について発動事由 2 の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により十分な情報提供がなされたか否かに関する事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。） 独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由 1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。） かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由 2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、お客様、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式

1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者¹²、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者¹³、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、()上記()ないし()に該当する者の関連者¹⁴（以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁵が存す

¹² 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

¹⁵ 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

る場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新の手続

本更新については、本定時株主総会において、当社定款第 17 条の 2 の規定に基づき、本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案について株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 23 年 5 月 12 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3.(1)「本プランの発動に係る手續」(e) に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日の前日までにおいては、本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得の取手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 本プランの合理性

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案（もしあれば）を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

2. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

3. 株主意思の重視

上記三 3.(4)「本更新の手續」にて記載したとおり、本更新は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として行われます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

更に、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

4. 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 3.(1)「本プランの発動に係る手續」(e)及び上記三 3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、又は(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合(但し、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う(但し、に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。)なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - 買付者等との間の直接又は間接の交渉・協議
 - 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - 独立委員会検討期間の延長の決定
 - 本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主意思確認総会招集の要否の判断

本プランの修正又は変更に係る承認

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本プランへの更新時における独立委員会の委員は、以下の 3 名とします。

< 社外取締役 >

棚橋 祐治（たなはし・ゆうじ）

【略歴】

昭和 9 年生まれ

昭和 33 年 3 月	東京大学法学部卒業	
昭和 33 年 4 月	通商産業省入省	
平成 3 年 6 月	通商産業事務次官	
平成 5 年 6 月	通商産業顧問	
平成 7 年 2 月	株式会社日本興業銀行常勤顧問	
平成 9 年 4 月	同志社大学法学部兼大学院 教授	
平成 9 年 8 月	財団法人新エネルギー財団会長	
平成 13 年 6 月	石油資源開発株式会社代表取締役社長	
平成 14 年 6 月	S M K 株式会社社外取締役	現在に至る
平成 17 年 6 月	当社社外取締役	現在に至る
平成 20 年 6 月	石油資源開発株式会社代表取締役会長	現在に至る

同氏は、会社法第 2 条 15 号に定める社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

上野 健二郎（うえの・けんじろう）

【略歴】

昭和 14 年生まれ

昭和 36 年 3 月	東京大学法学部卒業	
昭和 36 年 4 月	昭和電工株式会社入社	
昭和 41 年 4 月	草野治彦法律事務所入所	
昭和 59 年 4 月	上野法律事務所開設	現在に至る
昭和 62 年 4 月	日本弁護士連合会常務理事	
平成 6 年 6 月	東京トヨタ自動車株式会社社外監査役	
平成 13 年 7 月	最高裁判所公平委員会委員長	現在に至る
平成 17 年 6 月	当社社外取締役	現在に至る

平成 19 年 6 月

王子製紙株式会社社外監査役

現在に至る

同氏は、会社法第 2 条 15 号に定める社外取締役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

< 有識者 >

穴戸 善一（ししど・ぜんいち）

【略歴】

昭和 31 年生まれ

昭和 55 年 3 月 東京大学法学部卒業

昭和 55 年 4 月 東京大学法学部文部教官助手

昭和 58 年 4 月 成蹊大学法学部専任講師

昭和 60 年 4 月 成蹊大学法学部助教授

平成 6 年 4 月 成蹊大学法学部教授

平成 13 年 7 月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 現在に至る

平成 16 年 4 月 成蹊大学大学院法務研究科教授

平成 17 年 6 月 当社独立委員会委員 現在に至る

平成 21 年 4 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 現在に至る

経済産業省プライベート・エクイティ・ファイナンス事業環境整備研究会座長等、省庁研究会・審議会委員等歴任。著書多数有り。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりであります。

株 主 名	所有株式数（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（％）
財団法人田口福寿会	千株 23,996	11.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 社（信託口）	12,720	6.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社（信託口）	7,868	3.78
株式会社十六銀行	6,458	3.10
あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社	5,347	2.57
日野自動車株式会社	4,359	2.09
株式会社大垣共立銀行	4,065	1.95
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,527	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口9）	3,453	1.66
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	3,351	1.61

（注）上記のほか、当社が自己株式8,237千株を保有しております。

以 上